

令和 4 年度 愛知県小牧市及び滋賀県草津市における
PPP/PFI 手法優先的検討規程策定・運用に関する調査検討支援業務

報告書

【概要版】

令和 5 年 3 月

目次

第1章 業務概要	3
1. 業務の目的	3
2. 業務の概要	3
第2章 小牧市	4
1. 市の現状	4
2. 優先的検討規程の策定支援	4
3. 優先的検討規程の策定・運用に関する課題等整理	7
第3章 草津市	8
1. 市の現状	8
2. 優先的検討規程の策定支援	8
3. 優先的検討規程に基づいた運用支援（草津市公営住宅建替え事業）	11
4. 優先的検討方針の運用におけるポイント	13
第4章 他の地方公共団体に参考となる取組・留意点	14
1. 優先的検討規程の策定において参考となる取組・留意点	14
2. 優先的検討規程の運用において参考となる取組・留意点	15

第1章 業務概要

1. 業務の目的

本業務は、支援対象となる地方公共団体が「優先的検討規程」を策定・運用しようとする取組に対し、支援するとともに、支援の過程で得られた知見を他の地方公共団体における仕組み構築の参考となるような事例を作成することを目的とする。

2. 業務の概要

1-1 支援対象団体に対する検討

(1) 優先的検討規程案の策定支援

支援対象団体による優先的検討規程案策定にあたり、策定・運用の目的の明確化、規程案の作成、知見の提供により支援を実施する。

(2) 優先的検討規程案に基づいた運用支援

策定した優先的検討規程案に基づき、規程を運用して進める予定の事業案件について現在の段階から次の段階に進めるための支援を実施する。

なお、小牧市については運用支援の対象に該当する案件がないことから、運用支援は実施していない。

(3) 優先的検討規程の策定・運用に関する課題等整理

支援対象団体が、優先的検討規程を策定・運用するにあたり、必要な取組や留意点、現行の手引類で改善を検討すべき点について整理するとともに、他の地方公共団体が、優先的検討規程を策定・運用することに参考となる取組や留意点、現行の手引類で改善を検討すべき点について、支援対象団体における支援の過程で得られた知見から整理する

1-2 発注者からの提供情報のとりまとめ

内閣府が提供する資料を基に、PPP/PFI事業に関する仕組み、事例、情報等を説明する資料をとりまとめる。

第2章 小牧市

1. 市の現状

小牧市では、計画的なまちづくりを推進する市政の方針を明らかにした最上位計画において、民間活力の活用や連携の推進を掲げている。、そこで、これまでも窓口業務等の民間委託や指定管理者制度の導入、サウンディング型市場調査の実施など民間との連携（PPP）等に取り組んで来たところである。

しかし、近い将来には、人口減少や少子高齢化のさらなる進展などが予想されており、小牧市の財政状況等は、今後一層、厳しいものとなるが見込まれ、また、そのような状況下においても、多様化・複雑化する市民ニーズに対応した質の高い公共サービスを持続的に提供していくことが求められている。

これらの状況に対応するためには、これまで以上に民間活力の活用や民間との連携を推し進めること、特に、窓口業務等の民間委託や指定管理者制度の導入に留まらず、幅広い領域における民間との連携が求められており、かつ確実に実現していくことが必要とされている。そのため、PPP/PFI導入に向けた一層の取組みが重要となっている。

2. 優先的検討規程の策定支援

2-1 小牧市における優先的検討規程策定の目的

小牧市は、前項のとおり、PPP/PFI導入に向けた一層の取組が求められている。そこで、国の動向（要請）も踏まえ、PPP/PFI手法（PFIを含むPPP手法全般）の活用をより積極的に検討するための基本的な考え方や手順等を示した「小牧市PPP/PFI導入基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定することとした。なお、基本方針は、国からの要請を受け策定する優先的検討規程に相当するものとする。

基本方針（優先的検討規程）は、小牧市が行財政運営の合理化及び健全化、並びに市民サービスの一層の向上に向けて、PPP/PFI手法の導入を検討していくために必要となる基本的な知識を整理するとともに、PPP/PFI手法導入を従来手法に優先して検討していくに当たり、検討の対象となる事業分野や検討プロセス等の基本的な考え方を示すことを目的として策定するものである。

2-2 小牧市PPP/PFI導入基本方針（優先的検討規程）を策定する際のポイントについて

基本方針（優先的検討規程）の素案を策定する際のポイントについては、以下のように整理できる。

なお、小牧市においては、今回策定した基本方針（優先的検討規程）（案）について、「小牧市PPP/PFI導入基本方針策定委員会」において報告したうえで、令和5年度末までに確定及び運用開始を予定している。

(1) ポイント1：対象事業分野

対象事業分野は、「総合計画」「公共施設等総合管理計画」等も踏まえ、「公共施設等整備・維持管理運営事業」及び「公有財産利活用事業」とした。公共施設等整備・維持管理運営事業に主眼を置きつつも、今後、検討の必要性が増すことが想定される「公有財産利活用事業」も対象とすることで広くPPPを実施可能なものとし、小牧市の事業全般における効果的かつ効率的な取組に繋げることとした。

(2) ポイント2：対象基準（検討ルートに乗せる基準）

優先的検討の対象とする事業の基準は、PPP/PFI導入の可能性のあるものは全て検討、民間活用の意識を高めたいとの考えから「全事業」を検討の対象とすることとした。

(3) ポイント3：検討プロセスと庁内体制

検討プロセスは、内閣府の優先的検討指針に沿ったものとした。

検討を進めるにあたっての庁内体制は、事業所管課が中心となり、制度所管課が検討のサポートをする体制とすることで、円滑に検討が進むよう配慮している。

さらに全庁的な会議体である「（仮称）小牧市PPP/PFI導入検討委員会」での審議、そのうえで市長決裁を義務付けることことで、円滑な検討・確実な意思決定を可能としている。

(4) ポイント4：民間事業者との情報共有・対話

民間事業者との情報共有・対話の機会を設けることが、民間事業者のノウハウを活用し、アイデアを發揮しうる事業条件を設定するために重要である。優先的検討のステップにおいて、サウンディング等を実施し、官民対話の機会を設定している。

(5) ポイント5：検討・評価事項と判断基準

優先的検討のプロセスでは、庁内検討の段階である簡易な検討が重要となる。簡易な検討を効果的、効率的に実施するためには、事業所管課が検討し、評価する事項に加え、PPP/PFI導入を判断する基準を明確化する必要がある。そのため、基本方針（優先的検討規程）において、これらを明確にしている。

2-3 小牧市PPP/PFI導入基本方針（案）について

本業務では基本方針（優先的検討規程）の策定支援として、別添の通り、「小牧市PPP/PFI導入基本方針（案）」を策定した。検討するにあたっては、小牧市との打合せの機会を設け、各回で基本方針（優先的検討規程）の内容を確認した。

(1) 小牧市 PPP/PFI 導入基本方針（案）の構成

「小牧市PPP/PFI導入基本方針（案）」は3章構成とした。「第1章 PPP/PFI導入基本方針策定の目的」の章において、国の優先的検討規程策定に対する取組、小牧市のこれまでの民間活用の取組み及び基本方針（優先的検討規程）の策定の目的等についてまとめている。

「第2章 小牧市におけるPPP/PFI導入の考え方」においては、基本方針（優先的検討規程）の運用に実効性を持たせるため、小牧市における優先的検討の対象となる事業分野や庁内体制、外部のノウハウ活用（国の支援策やプラットフォーム（ブロックプラットフォーム）の活用等）についてまとめている。

その上で、PPP/PFI導入の事業発案から事業終了時までの事業の流れとその中における優先的検討の詳細なプロセスを整理している。

「第3章 PPP/PFIの概要」においては、小牧市はPPP/PFIの実績が少なく初めて取り組む職員が多いことから、PPP/PFIの基礎知識（各PPP/PFI手法の概要、PPP/PFIによる効果、官民対話の方法等）を記載している。

「小牧市PPP/PFI導入基本方針（案）」の構成は、以下の通りである。

図表 1 小牧市 PPP/PFI 導入基本方針（案）の構成

章	項目
第 1 章 PPP/PFI 導入基本方針策定の目的	1 取組の動向 2 小牧市 PPP/PFI 導入基本方針策定の目的
第 2 章 小牧市における PPP/PFI 導入の考え方	1 優先的検討の対象となる事業分野の範囲 2 PPP/PFI の推進体制 3 PPP/PFI 導入の流れと優先的検討
第 3 章 PPP/PFI の概要	1 PPP/PFI とは 2 PFI 手法 3 PFI 以外の PPP 手法 4 PPP/PFI による効果 5 官民対話の方法

(2) 打合せにおける協議事項

打合せの各回における主な協議事項は以下の通りである。

図表 2 打合せの各回における主な協議事項

打ち合わせ回	主な協議事項
第 1 回 (令和 4 年 9 月 16 日)	(1) 支援計画について (2) 確認事項 (3) その他 ・ 優先的検討規程の策定支援にあたり、これまでの庁内の取組み状況について確認を行った。
第 2 回 (令和 4 年 10 月 20 日)	(1) 優先的検討規程骨子について (2) その他 ・ 優先的検討規程の骨子案を基に、対象事業分野、対象事業の基準、検討・評価方法等について協議した。
第 3 回 (令和 4 年 11 月 22 日)	(1) 基本方針（優先的検討規程）（案）について (2) その他 ・ 基本方針（優先的検討規程）（案）を示し、内容について協議を行った。
第 4 回 (令和 4 年 12 月 15 日)	(1) 基本方針（優先的検討規程）のオーソライズに向けての段取りについて (2) その他 ・ 基本方針（優先的検討規程）（案）のうち、今年度にどこまでをオーソライズするか協議を行った。 (当初は各プロセスにおいて実施すべき事項までを庁内会議にかけるのは時期尚早との幹部意見があったが、結果的には基本方針（優先的検討規程）（案）全てをオーソライズすることとなった。)

3. 優先的検討規程の策定・運用に関する課題等整理

3-1 事業担当課を支援する庁内体制の実行

「小牧市PPP/PFI導入基本方針（案）」では、制度所管課（基本方針（優先的検討規程）のとりまとめ部署）が事業所管課を支援することを想定している。

今後、基本方針（優先的検討規程）を運用する中で、制度所管課はもちろんのこと庁内関係各課もPPP/PFI事業推進に関するノウハウの蓄積を進めるとともに、事業所管課による事業の検討状況を把握のうえ適切に支援を実行することが重要である。

3-2 基本方針（優先的検討規程）・PPP/PFIの基礎知識等に関する定期的な庁内周知

優先的検討は事業所管課が主体となって検討を進めることもあり、庁内に対して、基本方針（優先的検討規程）について周知発信することが、基本方針（優先的検討規程）の運用定着に一定の効果があると考えられる。そのため、定期的に基本方針（優先的検討規程）の周知を行うことが重要である。

また、基本方針（優先的検討規程）の周知と合わせ、PPP/PFI全般に関する事業所管課の知識向上の機会（庁内研修の実施、地方ブロックプラットフォームにおける研修への参加等）を設ける必要がある。さらに、制度所管課が、検討対象事業が漏れなく検討されているかを確認し、場合によっては、検討を要請する手段を有することも重要である。

第3章 草津市

1. 市の現状

地方公共団体において厳しい財政状況が続く中、草津市においても、高齢化の進展や少子化などの社会情勢の変化により、市税収入の減や社会保障関係経費の増等による慢性的な財源不足が予想され、将来訪れる人口減少局面への早期の対応が必要となっている。

このような中、これまでに整備してきた公共施設等が老朽化し、今後、大きな負担となることが予測されるため、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点に立って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが重要となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴うライフスタイルの多様化など、公共サービスを取り巻く環境も変化していくことが予想され、従来の公共サービスに捉われることなく、新しい視点や発想による多種多様な事業手法に積極的に取り組み、幅広い市民ニーズや行政需要に対応した質の高い公共サービスを提供していくことが求められている。

2. 優先的検討規程の策定支援

2-1 草津市における優先的検討規程策定の目的

将来訪れる人口減少局面や公共施設に係る財政リスクの軽減等への対応として、公共施設等の整備や市民サービスの提供に当たっては、民間事業者等との協働により、民間活力を導入することで、より低廉かつ質の高い、効率的、効果的な公共事業とするため、PPP/PFI手法の導入に向けた一層の取組が必要となる。

このことから、草津市の各種計画、国の方針等に基づき、公共施設等を所管する担当部署が、PPP/PFI手法の導入を優先的に検討するための基本的な考え方や手順等を整理することを目的に、優先的検討規程（草津市PPP/PFI手法導入優先的検討方針）を策定する。

2-2 草津市PPP/PFI優先的検討規程を策定する際のポイントについて

草津市において、優先的検討規程を策定するにあたり、ポイントとして以下のように整理した。なお、令和5年度から運用開始を予定している。

(1) ポイント1：対象事業分野

対象事業分野は、「草津市公共施設等総合管理計画の体系に位置付ける公共施設等および公共施設等に付随するサービス」とした。

(2) ポイント2：対象基準（優先的検討プロセスに乗せる基準）

優先的検討の対象とする事業の基準は、国の基準や、事例等を踏まえ、「事業費の総額が10億円以上の事業（建設、製造または改修を含むものに限る。）」または「単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る）」のいずれかの基準に該当するものについては、原則、優先的検討プロセスの対象とした。

なお、基準を満たさない事業であっても、明らかに民間事業者の参入が見込まれる場合（具体的に民間

事業者の参入希望があった場合等)で、PPP/PFIの効果が期待できるものについては導入の検討を行うこととしている。

(3) ポイント3：庁内体制と優先的検討プロセス

公共施設を所管する担当部署が、必要に応じて関係部署と協議しながら、施設のあり方や、公共施設のマネジメントとの整合性の視点、優先的検討要件等から、官民対話の実施等を通じて導入を検討することとした。

優先的検討に当たっては、「ステップ0 事業発案」の段階において基礎情報等を整理し、「ステップ1 優先的検討の開始」、「ステップ2 適切な手法の選択」および「ステップ3 簡易な検討」を実施の上、基本構想、基本計画等を基に、適宜、庁議等を経て議会報告を行い、施設のあり方や整備等の方向性を定めた後、「ステップ4 詳細な検討（導入可能性調査等）」に移行することとした。

(4) ポイント4：民間事業者との対話

民間事業者の技術・ノウハウ・資金等の活用や民営化による運営の可能性の検討するために、優先的検討のステップにおいて、「官民対話」の機会を明記し、対話を通じた定性評価の機会を設定した。

2-3 草津市PPP/PFI手法導入優先的検討方針について

優先的検討規程の策定支援を行い、別添の通り、「草津市PPP/PFI手法導入優先的検討方針（案）」を策定した。検討に当たっては、草津市との打合せの機会を設け、各回で内容を確認し、方針に基づいた運用支援を実施した。

(1) 草津市 PPP/PFI 優先的検討規程（案）の構成

「草津市PPP/PFI手法導入優先的検討方針（案）」は4章構成とした。

「第1章 本方針について」では、優先的検討規程の策定の背景として、草津市を取り巻く現状や市のPPP/PFIに関する取組、草津市における策定の趣旨等についてまとめている。

「第2章 PPP/PFIの概要」では、PPP/PFIの基礎知識として、各PPP/PFI手法の概要、PPP/PFIによる効果、官民対話の方法等を記載している。

「第3章 PPP/PFI手法の導入」では、方針の運用に実効性を持たせるため、草津市における優先的検討の対象とする範囲や、検討体制、外部の支援等（国の支援策や地域プラットフォームの活用等）についてまとめている。

「第4章 優先的検討プロセス」では、詳細な検討プロセスを整理している。

「草津市PPP/PFI手法導入優先的検討方針（案）」の構成は、以下のとおりである。

図表 3 草津市 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針（案）の構成

章	項目
第 1 章 本方針について	1. 策定の背景 2. 策定の趣旨
第 2 章 PPP/PFI の概要	1. PPP/PFI とは 2. PFI 手法 3. PPP/PFI による効果 4. 官民対話
第 3 章 PPP/PFI 手法の導入	1. 優先的検討の対象とする範囲 2. 検討体制
第 4 章 優先的検討プロセス	1. 公共施設整備事業における優先的検討プロセス 2. 事業発案（ステップ 0） 3. 優先的検討の開始（ステップ 1） 4. 適切な手法の選択（ステップ 2） 5. 簡易な検討（ステップ 3） 6. 詳細な検討（ステップ 4）

(2) 打合せにおける協議事項

各回打合せの、主な協議事項は以下の通りである。

図表 4 打合せの各回における主な協議事項

打ち合わせ回	主な協議事項
第 1 回 (令和 4 年 9 月 21 日)	(1) 支援計画について (2) 確認事項 (3) その他 ・ 優先的検討規程の策定支援において、これまでの庁内の取組状況について確認を行った。 ・ 優先的検討規程に基づいた運用支援について、当初の対象事業（草津川跡地公園（区間 6）整備事業）から「草津市公営住宅建替え事業」に変更をすることについて事業背景等の確認を行った。
第 2 回 (令和 4 年 10 月 19 日)	(1) 優先的検討規程骨子（案）について (2) 支援対象事業についての確認 (3) その他 ・ 優先的検討規程の骨子案を基に、対象事業分野、対象事業の基準、検討・評価方法等について協議した。 ・ 優先的検討規程に基づいた運用支援（草津市公営住宅建替え事業）について、事業概要について確認を行った。
第 3 回 (令和 4 年 11 月 28 日)	(1) 優先的検討規程（案）について (2) 支援対象事業の支援計画についての確認 (3) その他

	<ul style="list-style-type: none"> 優先的検討規程（案）を基に、規程の構成および各詳細について確認を行った。 優先的検討規程に基づいた運用支援（草津市公営住宅建替え事業）について、今年度の支援計画案について確認を行った。
<p>第4回 （令和4年12月22日）</p>	<p>（1）優先的検討規程（案）について （2）支援対象事業について （3）その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3回打合せの指摘内容を受けて修正した優先的検討規程（案）を基に、各詳細について確認を行った。 優先的検討規程に基づいた運用支援（草津市公営住宅建替え事業）について、事業概要の整理結果や事例調査内容を報告するとともに、今年度のヒアリング計画案について確認を行った。

3. 優先的検討規程に基づいた運用支援（草津市公営住宅建替え事業）

3-1 検討の目的及び検討のフロー

（1）検討の目的

草津市では、令和3年3月に策定した「草津市公営住宅建替基本計画」により、公営住宅の建替えを、より効率的かつ効果的な事業とするため、中長期的なマネジメントの視点から最適な事業方針（全体フレーム）を定めている。当該計画に基づき、PFI等の公民連携手法の活用に向けた事業化の可能性を検討する。

（2）検討のフロー

「草津市公営住宅建替え事業」の検討を一段階進めるための支援においては、草津市公営住宅建替基本計画の対象となっている団地を対象とした。

3-2 検討を一段階進めるための支援

（1）基本的条件の整理

優先的検討プロセスの「事業発案（ステップ0）」において、整理すべき基礎情報について整理を行った。

（2）定性評価

優先的検討プロセスの「簡易な検討（ステップ3）」に基づき、民間事業者の創意工夫やノウハウが発揮される余地や参画の可能性について整理し、定性評価を行った。

1) 類似事例の調査

本事業の参考となる類似事例として、近畿エリアにおいて、居住者の移転支援業務を含む公営住宅の建替え事業について整理した。

図表 5 調査した類似事例一覧

事業名	事業主体
事例①：新庄寺（長浜）県営住宅建替事業	滋賀県
事例②：高浜町1番住宅大規模集約事業	芦屋市（兵庫県）
事例③：市営武庫3住宅第2期（宮ノ北住宅）建替事業	尼崎市（兵庫県）

事例の整理結果から、以下のことが確認された。

- 1 各事例とも、近畿圏に本社を持つ企業が代表企業となっている。公営住宅事業は事業内容がシンプルであることから、他のPFI事業に比べて地元事業の参画する余地の大きい事業と考えられる。
- 1 事例 は、木川団地の建替え事業費と同規模（10億円台）の事業となっている。PFI事業としては規模が大きくないことから、全国展開する大手企業よりも、地元企業の参画がしやすいと考えられる。
- 1 事例 のように、余剰地活用を含めた事業とする場合、売却収入や賃借料収入があるため、結果として財政負担の縮減の効果が期待できる。一方で、事業としては複雑になるため、事業者参画のハードルになる可能性がある。
- 1 事例 では、業務内に「移転計画策定業務」を設け、移転支援に関する要求水準書の記載は比較的少なくなっている。一方、事例 では、移転支援に関する要求水準書を別途作成しており、市側で詳細に方針を整理している。どこまで移転支援について定めるかは、市の方針や、移転支援を行える事業者の参画可能性に合わせて検討する必要がある。

2) 民間事業者との対話

ア. 対話の目的

公営住宅建替え事業について、市が想定している具体的な計画を提示したうえで、官民連携による事業方針や民間事業者の参画が期待できる事業化に向けた課題等の確認を行った。また、対話方法は、クローズに実施が可能な個別ヒアリング方式で行うこととした。

イ. 対話事業者の選定

先述した類似事例を踏まえて、近畿エリアで公営住宅事業の実績がある事業者を候補として選定した。

図表 6 個別ヒアリングを行った事業者

事業者	実績等
A社	近畿エリアに本社を置く建設企業。近畿エリア内でPPP/PFIの参画実績あり。
B社	近畿エリアに本社を置く企業。公営住宅の移転支援業務の実績多数。

ウ. 対話結果

各事業者との対話における確認項目は、次の表に示す。

図表 7 対話の確認項目（A社）

民間事業者の創意工夫・ノウハウ発揮の余地
複数団地建替えに対する意見
現入居者移転支援業務の可能性
余剰地活用の可能性

事業スケジュール
本事業への参画可能性

図表 8 対話の確認項目（B社）

入居者移転支援業務の内容
事業スケジュール
事前の整理事項
移転支援業務における費用等
本事業への参画可能性

(3) 検討を一段進めるための課題

本事業について、簡易な検討における定性評価を行い、今後は、複数団地の一体事業化、余剰地活用業務や現入居者の移転支援業務を業務範囲に含める事等について検討を行うことが課題と考えられる。

4. 優先的検討規程の運用におけるポイント

4-1 制度所管部署から事業担当部署への支援推進

「草津市PPP/PFI手法導入優先的検討方針（案）」では、発案された事業の担当部署が中心となって検討を行い、制度所管部署として総合政策部（経営戦略課）が検討のサポートを行うことを想定している。

今後、優先的検討規程を運用する中で、制度所管部署は、担当部署の検討状況を把握した上で適切に支援することで、制度所管部署として優先的検討規程のノウハウを蓄積するとともに、各担当部署にノウハウを水平展開していく事が重要である。

4-2 優先的検討規程・PPP/PFIの基礎知識に関する定期的な庁内周知等

優先的検討規程の運用に当たっては、担当部署が主体となって検討を進めることから、庁内において、規程の内容を周知・発信していくことが、定着に一定の効果があると考えられる。そのため、定期的に優先的検討規程の周知を行うことが重要である。

また、規程の周知と合わせ、PPP/PFI全般に関する事業所管課の知識向上の機会（研修の実施、地域プラットフォームにおける研修への参加等）を設けるとともに、制度所管課が、対象事業について漏れなく検討されているかを確認し、必要に応じて検討を要請することも重要である。

第4章 他の地方公共団体に参考となる取組・留意点

他の地方公共団体が優先的検討規程を策定・運用することに参考となる取組や留意点について、支援対象団体における支援の過程で得られた知見より、以下の通り整理した。

1. 優先的検討規程の策定において参考となる取組・留意点

1-1 事業発案の状況に合致した対象基準（検討ルートに載せる基準）の設定

内閣府が示す「優先的検討指針」では、優先的検討規程の対象基準に関し「事業費の総額が10億円以上の事業（建設又は改修を含むものに限る。）、単年度の維持管理運営費等が1億円以上の事業」と示されている。しかし、小規模自治体においては、当該規模の事業が発案される機会は限定されることが想定される。優先的検討の対象とする事業の基準は、小牧市が設定したように対象事業分野の全事業とする、あるいは当該地方公共団体の事業の発案状況を踏まえた事業規模、または発案が多い施設類型のなかで全国的にPPP/PFI事業の実績が多い類型を対象とするなど、それぞれの地方公共団体の実態に見合う独自の基準を設定することが求められる。

1-2 検討プロセスと庁内体制の整理

PPP/PFI導入を促進していくにあたり、まず、事業発案を受け、対象基準に該当する事業を漏れなく優先的検討の対象とすることが重要である。そのためには、制度所管課（優先的検討規程のとりまとめ部署）が、事業所管課による事業の発案状況及び規程に沿った検討の開始を全庁的に把握することで、対象基準に該当する事業を漏れなく優先的検討の俎上に上げることを可能とする体制を整えることが肝要と言える。

検討プロセスについては、先の内閣府が示す「優先的検討指針」に沿ったプロセスを設定することが有効であろう。そして、当該検討プロセスに沿っての検討は事業所管課が中心となり進め、制度所管課が事業所管課をサポートする体制を構築することが有効と考えられる。サポート体制を構築することで、事業所管課におけるPPP/PFIに係る知識・ノウハウの不足や人手不足を補い、優先的検討をより円滑に進めることが可能となる。

また、検討プロセスを次の段階に進めるか否かの評価については、事業所管課のみで行うのではなく、庁内横断的な意思決定機関の関与を明確に位置づけることで、確実な庁内意思決定に繋げることが重要である。

1-3 民間事業者との情報共有・対話

PPP/PFI導入の検討・判断には民間のアイデアや民間目線からの事業性、民間事業者の参画意向の把握が重要である。優先的検討プロセスにおいて（特に「簡易な検討段階」）地域プラットフォームやサウンディング調査を活用し、官民対話を通じて民間活用の見込みの可否を判断する仕組みを取り入れることが有効である。

1-4 検討・評価事項と判断基準の整理

優先的検討を中心的に実施する事業所管課の業務は多岐にわたることが想定されるため、負担軽減に配慮した検討手続きとすることが望ましい。採用手法の選択におけるわかりやすいフローチャートの作成、各検討段階における検討項目と次のステップに進むための明確な判断基準の設定は、事業所管課が実施すべきことが明確となり負担軽減に繋がり、有効と考えられる。

また、事業所管課が中心となって実施する庁内検討である「簡易な検討」の段階においては、定量評価

(VFMの算定等)が困難な場合も想定される。導入可否の判断においては、定量評価に限定せず、サービス水準の向上や地域の賑わい創出・地域課題の解決といった社会的な価値等、定性的な事業効果に重点をおいた評価方法とすることで、優先的検討規程の実効性を高めることができる。

2. 優先的検討規程の運用において参考となる取組・留意点

2-1 方針の定期的な庁内周知と、検討状況の把握（内部的なPDCAプロセス）

PPP/PFI 手法導入の検討を主体的に担うのは事業所管課であり、事業所管課においても規程に沿った PPP/PFI 手法導入の検討プロセスが定着する必要がある。そのため、庁内において規程を定期的に周知発信することは一定の効果がある方法と考えられる。

また、規程の周知と合わせ、PPP/PFI 全般に関する事業所管課の知識向上の機会（庁内研修の実施、地域ブロックプラットフォームが主催する研修等への参加等）を設けることも有効と考えられる。

さらに、事業実施のプロセスとして、予算の査定は必ず実施されるプロセスであることから、予算を担う財政系の部課と制度所管課の連携等により、規程に沿って検討対象事業が漏れなく検討されているかを確認し、検討されていない場合には事業所管課等に対し検討を要請することのできる手段を構築しておくことも有用である。

2-2 PPP/PFI 手法導入に対する地方公共団体の取り組みの発信

検討の過程のなかで官民対話や市場調査を行うにあたっては、民間事業者の協力が不可欠であり、協力を得るためには、地方公共団体が積極的に PPP/PFI 手法の導入を検討するという姿勢を提示することが求められる。

そのため、規程の内容や規程に則った事業検討過程の情報を開示し周知することを通じ、それぞれの地方公共団体の PPP/PFI に関する取り組みを継続的に発信していくことが重要である。